

「障害者差別解消法」について知っていますか？

障害者差別解消法について

障害のある人への差別を解消し、障害のあるなしで分け隔てられることのない共生社会の実現につなげることを目的として、平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。

この法律では、事業者は「障害を理由とする不当な差別的取扱い」が禁止されるとともに、「障害のある人に対する合理的配慮の提供」に努めることとされています。

「不当な差別的取扱い」の禁止

国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

（不当な差別的取扱いの具体例）

- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れてくる障害のある人の入店を断る。



「合理的配慮」の提供

国・都道府県・市町村などの役所や、会社や商店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

（合理的配慮の具体例）

- 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す。
- 筆談、手話など障害に応じた方法でコミュニケーションを行う。
- 書類手続きの際、必要に応じて読み上げや記名等の代筆をする。



チェック

法律の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に向けた積極的な取組を行っていただくとともに、障害のある人もない人も、互いに認め合いながら共に生きる社会をつくっていきましょう。

詳細については、以下の内閣府ホームページをご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

